

# 会 議 録

会 議 名	令和7年度第3野田市国民健康保険運営協議会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の 別	1 令和8年度国民健康保険料等について（公開） 2 野田市国民健康保険条例の一部改正について（公開） 3 令和8年度野田市国民健康保険特別会計予算（案）について（公開）
日 時	令和8年2月13日（金）午後6時30分から午後7時30分まで
場 所	市役所8階 大会議室
出席委員氏名	会 長 小林 幸男                      委 員 藤井 敬子 委 員 寺田 一雄                      委 員 山本 泉 委 員 谷口 勲                         委 員 児玉 雅仁 委 員 稲富 佐斗子                   委 員 飯塚 麻紀 委 員 高橋 早苗                      委 員 中村 真由美
事 務 局	池田 亜由美（市民生活部長） 山本 茂（市民生活部次長兼国保年金課長） 廣瀬 康之（収税課長） 秋鹿 弥由紀（保健センター長） 金剛寺 弘之（国保年金課主幹兼課長補佐兼保険料係長） 西 信幸（収税課長補佐兼徴収二係長） 高梨 清美（保健センター長補佐） 岡田 尚子（国保年金課国保給付係長）
欠席委員氏名	有賀ヒメ子委員、木村安雄委員、永崎克子委員
傍 聴 者	2人
議 事	

令和7年度第3回野田市国民健康保険運営協議会の会議結果は次のとおりである。

## 1 開会

国保年金課主幹 開会の言葉。本日は、委員10人出席のため、野田市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により委員過半数の出席のため会議が成立することを報告。

会議録作成のため、本日の会議は録音させていただくことを了承いただくことを説明後、市では、野田市審議会等の会議に関する要項を定め、会議の原則公開などの運用を行っているが、この会議では、非公開とすべき議事、内容がないため公開とさせていただくことを報告。

傍聴者2人、既に入室済であるが他に希望者がいた場合、途中からでも入室できる旨を説明し、野田市国民健康保険条例施行規則第5条第4項の規定に基づき議長を会長と交代する。

小林会長 開会宣言。会議録の署名は、会議録の署名人を議長から指名することになっているため、谷口勲委員及び寺田一雄委員を会議録署名人に指名し、議事に入る旨を説明する。

## 2 議事

議題1 「令和8年度国民健康保険料等について」、事務局に説明を求めます。

<国保年金課長から説明>

小林会長 ただ今の事務局の説明に対し、御意見、御質問がありましたらお願いします。

寺田委員 保険料の引上げパターンについて、今後、平等割を廃止する方向で引き下げていくと理解していますが、今回、その平等割の減額について全く触れていないので、今後の平等割の扱いについて確認したい。最後に2万8,800円を引き下げるとなると、急に下がることも考えられるので、徐々に下げていくと思うのですが。

小林会長 事務局、説明をお願いします。

国保年金課主幹 平等割について、1ページの(1)の保険料の中で、標準保険料で料率で3万5,269円と6,000円ほどかい離が出ていますが、そのかい離を上げていってもまた下げなければならぬので、今回は所得割に限って引き上げをする検討をしました。

寺田委員 それは最後の最後に引き下げるといいますか。

国保年金課主幹 平等割については、来年度以降の計算の中で検討していくということとし、今回の見直しを行っています。

小林会長 他に御質問はありますか。

山本委員 私も今のところで疑問に感じたので続いてお聞きします。平等割を無くすとすれば平等割で取っていた金額を、所得割ないし均等割に配分するような形になると思いますが、それは将来的にどういう方向性での考えなのか、最終的には15年度を目途としてと思うので、計画があるのか教えてもらえますか。

小林会長 事務局、説明をお願いします。

国保年金課主幹 山本委員のおっしゃるとおり、平等割を下げることによって、総額が減ってしまいます。均等割については、今のところ近い数字となっていますが、所得割のかい離が大きく

出ていることを踏まえ、所得割の見直しを行い、今後、県標準保険料の方式に合わせていく考えです。

山本委員 そうすると、先ほどの寺田委員の質問にもありましたが、平等割をいきなり下げるのか少しずつ下げていくのか、そこが分かりません。

所得割は増やしていった県が示している比率に合わせていくと、その方向性は分かりません。

6 ページの一番上の現在、県が示している数字53対47に対して、野田市が現在どれぐらいの比率になっていて、今回の改正によってどれぐらいそのかい離が解消されるのでしょうか。

国保年金課主幹 平等割につきましては、一気に廃止としてしまうと、応能・応益で考えていくと、均等割で賄うとなってしまいます。その場合、多人数世帯に急激な引上げが発生してしまうため、そこを抑えるためには、段階的にやっていきたいと考えています。

2 点目については、応能・応益費の割合は、現在の応能分が50を若干切っていて、49対51ぐらいの割合になっており、引上げをすることによって大体50 : 50になります。

山本委員 あともう1点、今度の引上げ額の話ですが、10ページ見開きの説明のところ、3つのパターンをシミュレーションして4,000円でいくことにしたという説明で、これで見ると今年度は理解できるんです。つまり子ども・子育て分が3,000円、いきなり上乗せになってくるのでそれと合わせるという意味で4,000円にされた。

しかし、9年度、10年度と4,000円のまま、あるいは4,600円、5200円で行って11年度からいきなり1万2,000円上がると、問題を先送りしていきなり11年度以降の値上げ額が非常に多くなってしまいます。

これは被保険者にとって非常に堪えるのではないかと考えますが、これはあくまで子ども・子育て分が現状のままということをお前提にしていると思います。

国の方で、もし子ども・子育て分をまた上げてくるなど、そういう状況の変化を考えると、将来に先延ばしていくのがいいのかと思いました。

今年度は4,000円でいくとして、この考え方は来年また見直すと考えてよろしいでしょうか。

国保年金課主幹 先ほどの山本委員の御質問のとおりになります。保険料については毎年度見直しをする形になっていますので、あくまでもシミュレーションでは4,000円に入れさせていただきました。

子ども・子育て支援金についても、600円とは限らないところでありますので、そういうことも踏まえ、また来年度は来年度で見直しを行っていきたいと考えています。

小林会長 他にありますか。他にご意見等がないようですので議題1「令和8年度国民健康保険料等について」は、原案のとおり、承認することとしてよろしいでしょうか。

〈異議なしとの発言あり〉

小林会長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、事務局案のとおり承認することといたしました。次に、議題2「野田市国民健康保険条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

〈国保年金課長から説明〉

小林会長 委員の皆さんからご意見、ご質問等あればお願いいたします。

山本委員 2点ほど(2)と(3)について1点ずつ質問ですが、医療分、これは先ほど6ページで

説明があった4,000円のうちの1,400円ですよね。

それに対して後期支援分600円、介護分2,000円と4,000円の内訳としては、そちらの改定の方が大きくなっている。

この結果を見ると1ページと比較をして県の示すいわゆる標準保険料とのかい離を見ると、支援分と介護分はほとんど県の数字と並んできていますが、対して医療分は非常にまだ差があるという状況になっています。

支援分、介護分の方を先行させて県の水準に合わせる、つまり医療分よりも支援分、介護分の方を高く是正をしている、その理由を教えてくださいませんか。

小林会長 事務局、説明をお願いします。

国保年金課主幹 後期支援分、介護分につきましては、やはり納付金という考え方が強いこともあります。

医療分については、一般会計から入れさせていただいた上で、後期支援分と介護分については、保険料率を合わせた上で、その分は納付できるような形でやっていこうという考えになっております。

本来、令和2年、新型コロナウイルス感染症が流行する前までの考え方として、介護分については、標準保険料率に合わせてやっていくという流れでありましたが、引上げのタイミングで新型コロナウイルス感染症が流行し、据え置いたためかい離が生じたものを今回是正します。

山本委員 納付金的な性格とのことですが、後期支援分とか介護分については、県下一律に近い数字 それに対して、医療分はその市町村の医療水準や所得水準にばらつきがある、よって支援分、介護分の方が先に是正しやすいという理解でよろしいですか。

国保年金課主幹 示されたものに対してというところですが、後期支援分、介護分でかい離がある市も実際のところはあります、野田市の考え方では、そのような計算方法で、医療分で調整していく形になります。

山本委員 もう一点、12ページですが、賦課限度額の引上げの件ですが、引き上げたことによって限度額を超過する世帯は、現在何世帯で、今回、引き上げることによってどれぐらい減少するのでしょうか。

それともう一つ、今回、医療分だけ引き上げていますが、後期支援分、介護分は据置きということよろしいですか。

国保年金課主幹 まず、国民健康保険の施行令に基づいて定められているもので、来年度については賦課限度額を67万円にしてください、それが基本ですと通知されます。

現在、世帯で185世帯、被保険者で390人、影響を受けるのは10世帯前後と考えます。

また、支援分、介護分については今回、改正の予定がありません。

山本委員 後期と介護が改正しなくて良いというのは何故ですか。

国保年金課主幹 国の審議会において、賦課限度額超過世帯割合が1.5%位になるように定めており、後期支援分と介護分の改正は必要ないということであったと思います。

山本委員 分かりました。

小林会長 他にありますか。よろしいでしょうか。それでは他にご意見等ございませんので、議題2「野田市国民健康保険条例の一部改正について」は事務局の案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

〈異議なしとの発言あり〉

小林会長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、事務局案のとおり承認することといたしました。続きまして、議題3「令和8年度野田市国民健康保険特別会計予算（案）について」、事務局から説明をお願いします。

〈国保年金課長から説明〉

小林会長 委員の皆さんから御意見、御質問等あればお願いいたします。

山本委員 1点だけ教えてください。子ども・子育て支援納付金の話で、14ページの見開きで納付金、つまり国に納めるお金が③の3段目1億141万8,000円だと思いましたが、それに対する歳入が左の方の①の健康保険料の中の上から4段目の8,041万5,000円だと思いましたが、この差が2,000万円ぐらいあるかと思えます。これはどこに入ってくるのでしょうか。

小林会長 事務局、説明をお願いいたします。

国保年金課主幹 こちらの差額分は、軽減に当てはまる世帯があるため、基盤安定繰入金などの交付金をあてはめる形になります。

山本委員 それは、一般会計からの繰入金の方に出てくるということですか。それとも別の補助金交付金関係の方からということですか。

国保年金課主幹 この枠としては一般会計の繰入金となっていますが、国県から負担金として入ってくる部分を活用させていただく形になると思えます。

山本委員 つまり⑧繰入金の中のその他一般会計繰入金の中に入るということでしょうか。

国保年金課主幹 一般会計繰入金の中の一番上のところに保険料軽減分基盤安定繰入金、そちらの保険料軽減分が該当してきます。

山本委員 この中の一部がそれに当たるということですね。分かりました。

小林会長 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

寺田委員 13ページの保険給付費のところ、8年度当初予算については、13億円強、減になっていますが、その減の主な要因を教えてください。

小林会長 事務局、説明をお願いいたします。

国保年金課長 保険給付費の減についてですが、年々被保険者数が減少しておりますので、それに伴い減額となっております。

小林会長 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他にご意見等ございませんので、議題3「令和8年度野田市国民健康保険特別会計予算（案）について」は事務局の案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

〈異議なしとの発言あり〉

小林会長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、事務局案のとおり承認することといたしました。本日の議題は全て終了いたしました。委員の皆様には、円滑な議事ということ

で、ご協力ありがとうございました。その他、事務局から何かありますか。どうぞ。

山本委員 今日この協議とは関係ないのですが、せっかくの機会なので、質問させていただきたいのです。

昨年、いわゆる国保逃れがあったと思います。つまり、どこか形式的な団体の役員になってということでは、いわゆる国保保険料を逃れると。政治家だから問題になりましたけれども、団体によっては400人ぐらい理事がいるというような報道もありました。

それと、一方で本当は労働者でありながら、いわゆるフリーランスを偽装することによって、会社の負担を逃れると、結果的にそういう人たちは国保に来ますから、会社負担分を国に押し付けているような状況になるわけですね。

そういう不正というかいわゆる脱法行為的なものというのは、何か把握されてたりご存知のことがあるのかお聞きしたい。

国保給付係長 本来、国民健康保険ではなくて社会保険に入ることができる可能性のある方について、毎年、適用適正化という調査をさせていただいており、国民健康保険から社会保険に移れませんかと、そのような調査をしています。そこで確認ができた方などは、社会保険の方に加入をさせていただいて国民健康保険を喪失するという流れになっております。

山本委員 国保料逃れの方はいかがですか。

国保年金課主幹 国保から社保に加入します、という届出は、基本的に社保に加入した証明をもって国保を喪失する形式なので、その社保加入が偽装なのかということまでは分からないというのが現状です。

山本委員 今現在は知る手段はないという形になりますかね。

国保年金課主幹 はい。

山本委員 多分そうだと思います。市町村でも、おそらく県、国でも知る方法が今のところないのかなと思います。ただ、例えば県などでその話し合いの場や協議の場を持たれる時に問題提起でもしていただければ、県や国も少し動いてくれるのではないかと思います、質問させていただきました。以上です。

小林会長 他の事務局から何かありますか。

国保年金課主幹 令和7年度の運営協議会の開催につきましては本日が最後となります。来年度の開催につきましては、8月頃に開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

小林会長 ただいまの事務局からの連絡事項についてはご了承願いますこれをもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆様大変お疲れ様でした。